

新規受託開始のお知らせ

—PFOS 及び PFOA が要監視項目に追加—

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」令和2年5月28日付環水大発第2005281号により、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が新たに要監視項目に追加されました。

つきましては、本項目を受託開始させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

- 受託開始日 令和3年4月1日(木) 採水分より
- 検査項目 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
- 検査方法 R2 環水大発第2005281号 付表1
- 所要日数 14~21日
- 必要量 2000 mL
ポリプロピレン (PP) 製 1L 容器 2本
- 指針値 0.00005mg/L 以下(暫定)※
※PFOS 及び PFOA の合計値
- 定量下限値 0.000003mg/L

以上